

毒物及び劇物取締法の改正の概要

- 平成 29 年度地方分権改革における提案を踏まえ、毒物劇物の原体の登録等に係る事務権限について、令和 2 年 4 月 1 日から厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。

【現行】

製造業・輸入業	
原体	製剤(原体の小分け含む)
大臣登録	知事登録



【令和2年4月1日以降】

製造業・輸入業	
原体	製剤(原体の小分け含む)
知事登録	

- 現在、原体の製造業・輸入業の登録を受けている営業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降は都道府県知事の登録を受けた者とみなされます。地方厚生局長から交付された登録票は、期限内は引き続き有効です。
- 毒物及び劇物取締法第 17 条で規定されている立入検査等は、現在も都道府県知事が行う事務であるため、変更ありません。
- 令和 2 年 4 月 1 日以降の申請及び届出の提出先は、県薬務課のまま変更ありませんが、宛名は都道府県知事になります。提出していた書類の部数は、地方厚生局への経由事務がなくなるため、1 部少なくなります。また、一部様式が変更になります。

	事業所の所在地	
	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	左記以外の市町村
提出部数	1部	2部(1部正本、1部写し可)
申請者・届出者控え	1部(写し)	1部(写し)

- 「毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準」の一部を改正しました。施行は令和 2 年 4 月 1 日からです。主な改正内容は、次のとおりです。
 - (1) 現在、県知事登録である毒物劇物の製剤の製造業(原体の小分けを含む)及び輸入業の登録について定めている審査基準及び指導基準を、原体も含めた製造業及び輸入業の登録審査基準及び指導基準として改めた。
 - (2) 「基本的考え方」の欄を削除し、内容を整理した。
 - (3) 毒物劇物取扱責任者設置届及び変更届並びに特定毒物研究者許可申請に添付する医師の診断書の有効期間を、1 ヶ月以内から 3 ヶ月以内に改めた。